

ID: 935

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条において準用する法第12条の規定による。 第12条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日